

海面における漁場計画

令和 7 年 7 月

大 阪 府

第 1 種・第 2 種・第 3 種共同漁業権

1 公示番号 共第1号（現行：共第1号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業 第1種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台
北緯34度25分22.7秒 東経135度18分37.1秒

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点
北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒

ア 基点第1号から真方位330度、590メートルの点
北緯34度25分39.3秒 東経135度18分25.5秒

イ 基点第2号から真方位320度、854メートルの点
北緯34度24分34.2秒 東経135度17分02.5秒

ウ 基点第1号から真方位251度37分、1,350メートルの点
北緯34度25分08.9秒 東経135度17分46.9秒

エ 基点第1号から真方位244度2分、1,266メートルの点
北緯34度25分04.7秒 東経135度17分52.5秒

オ 基点第1号から真方位240度34分、2,363メートルの点
北緯34度24分45.0秒 東経135度17分16.5秒

カ 基点第1号から真方位234度25分、2,297メートルの点
北緯34度24分39.3秒 東経135度17分23.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第2号（現行：共第2号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

北緯34度25分22.7秒 東経135度18分37.1秒

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒

基点第2号から真方位19度30分、1,335メートルの点

イ 北緯34度24分54.0秒 東経135度17分40.5秒

基点第1号から真方位244度2分、1,266メートルの点

ウ 北緯34度25分04.7秒 東経135度17分52.5秒

泉佐野港湾区域西端

エ 北緯34度25分03.5秒 東経135度18分07.4秒

泉佐野港湾区域西端から真方位133度、143メートルの点

北緯34度25分00.3秒 東経135度18分11.5秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第3号（現行：共第3号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、
70メートルの点

ア 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒

基点第2号から真方位320度、300メートルの点

イ 北緯34度24分20.5秒 東経135度17分16.4秒

基点第2号から真方位21度、850メートルの点

北緯34度24分38.7秒 東経135度17分35.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、
栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び
市場西

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第4号（現行：共第4号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒

基点第2号から真方位320度、140メートルの点

イ 北緯34度24分16.5秒 東経135度17分20.4秒

基点第2号から真方位29度30分、588メートルの点

北緯34度24分29.6秒 東経135度17分35.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第5号（現行：共第5号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒
護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
基点第2号から真方位320度、854メートルの点

イ 北緯34度24分34.2秒 東経135度17分02.5秒
基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点
北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡田尻町

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第6号（現行：共第6号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒
護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
基点第2号から真方位320度、254メートルの点

イ 北緯34度24分19.3秒 東経135度17分17.6秒
基点第3号から真方位320度、420メートルの点

北緯34度23分53.6秒 東経135度16分39.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡田尻町

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第7号（現行：共第7号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒
護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
基点第2号から真方位320度、140メートルの点

イ 北緯34度24分16.5秒 東経135度17分20.4秒
基点第3号から真方位320度、140メートルの点

北緯34度23分46.6秒 東経135度16分46.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡田尻町

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第8号（現行：共第8号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、150メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、
70メートルの点

ア 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒
基点第2号から真方位302度30分、533メートルの点
北緯34度24分22.3秒 東経135度17分06.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡田尻町

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第9号（現行：共第9号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業 第1種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒
基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

イ 北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒
基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第10号（現行：共第10号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒
基点第3号から真方位320度、220メートルの点

イ 北緯34度23分48.6秒 東経135度16分44.9秒
基点第5号から真方位320度、83メートルの点

北緯34度22分59.0秒 東経135度15分56.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第11号（現行：共第11号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第3号、ア、イ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒
樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

基点第3号から真方位320度、300メートルの点

イ 北緯34度23分50.6秒 東経135度16分42.9秒

基点第5号から真方位320度、300メートルの点

北緯34度23分04.4秒 東経135度15分50.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第12号（現行：共第12号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

ア 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒
基点第5号から真方位304度30分、765メートルの点
北緯34度23分11.0秒 東経135度15分33.7秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田及び樽井

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第13号（現行：共第13号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

ア 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒

イ 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点

北緯34度22分56.5秒 東経135度14分36.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市樽井

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第14号（現行：共第14号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業 第1種共同漁業 第1種共同漁業	あさり漁業 えむし漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

ア 基点第5号から真方位320度、83メートルの点

北緯34度22分59.0秒 東経135度15分56.3秒

イ 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市樽井

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第15号（現行：共第15号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

ア 基点第6号から真方位38度、218メートルの点

北緯34度22分37.2秒 東経135度15分07.2秒

イ 基点第6号から真方位42度45分、900メートルの点

北緯34度22分53.1秒 東経135度15分25.9秒

ウ 基点第6号から真方位24度、960メートルの点

北緯34度23分00.1秒 東経135度15分17.3秒

エ 基点第6号から真方位7度、540メートルの点

北緯34度22分49.1秒 東経135度15分04.6秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南市樽井

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第16号（現行：共第16号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業 第1種共同漁業 第1種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

ア 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点

北緯34度22分56.5秒 東経135度14分36.8秒

イ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点

北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第17号(変更:共第17号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	おごのり漁業	6月1日から10月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	がんがら漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒

イ 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

北緯34度21分40.7秒 東経135度13分58.5秒

3 免許予定日

令和7年10月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 存続期間

平成30年9月1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第18号（現行：共第18号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒

イ 基点第8号から真方位320度、500メートルの点

北緯34度21分48.1秒 東経135度13分51.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第19号（現行：共第19号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

ア 北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒
基点第7号から真方位292度、932メートルの点
北緯34度22分12.7秒 東経135度13分55.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第20号（現行：共第20号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）
北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界
北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒

ア 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点
北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒

イ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点
北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市新町及び鳥取

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第21号（現行：共第21号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桙網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）
北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界
北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒

ア 基点第8号から真方位320度、500メートルの点
北緯34度21分48.1秒 東経135度13分51.0秒

イ 基点第10号から真方位320度、800メートルの点
北緯34度21分17.5秒 東経135度13分11.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市新町及び鳥取

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第22号（現行：共第22号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点

ア 北緯34度21分17.3秒 東経135度13分49.3秒
基点第9号から真方位314度30分、1,260メートルの点
北緯34度21分46.0秒 東経135度13分14.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市新町及び鳥取

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第23号（現行：共第23号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界
北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点
北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点
北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒

ア 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点
北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒

イ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点
北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒

ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点
北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒

エ ウから真方位330度、275メートルの点
北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒

オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第24号（現行：共第24号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界
北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点
北緯34度20分34.4秒 東経135度12分24.9秒

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点
北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒

ア 基点第10号から真方位320度、800メートルの点
北緯34度21分17.5秒 東経135度13分11.8秒

イ 基点第13号から真方位345度、674メートルの点
北緯34度20分36.0秒 東経135度11分30.0秒

ウ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点
北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒

エ ウから真方位330度、275メートルの点
北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒

オ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第25号（現行：共第25号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置
阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域
次のアを中心とし、200メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第11号 下荘漁港東防波堤基部中心点
北緯34度20分34.4秒 東経135度12分24.9秒
ア 基点第11号から真方位345度30分、710メートルの点
北緯34度20分56.7秒 東経135度12分17.9秒

3 免許日
平成30年9月1日

4 関係地区
阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 存続期間
平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第26号（現行：共第26号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業 第1種共同漁業 第1種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点
北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒
基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点
北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒
基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点
北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒
基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界
北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒
ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点
北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒
イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点
北緯34度20分57.6秒 東経135度10分34.8秒
ウ 基点第15号から真方位350度、1,300メートルの点
北緯34度20分46.6秒 東経135度09分56.9秒
エ 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点
北緯34度20分23.2秒 東経135度09分05.5秒
オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点
北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒
カ 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点
北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒
キ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第27号（現行：共第27号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及びオの各点を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点
北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒
基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点
北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒
基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点
北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒
基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界
北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒
ア 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒
イ 基点第14号から真方位0度、800メートルの点
北緯34度20分41.3秒 東経135度10分34.8秒
ウ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点
北緯34度20分30.7秒 東経135度10分00.3秒
エ 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点
北緯34度20分03.0秒 東経135度09分18.1秒
オ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点
北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒
カ ア及びイを結んだ線と基点第14号を中心とし、1,000メートルの半径で描いたオ、クを結ぶ円弧の交点
北緯34度20分29.0秒 東経135度11分10.3秒
キ ア及びイを結んだ線と基点第14号及びオを結んだ線との交点
北緯34度20分33.3秒 東経135度10分57.9秒
ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点
北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

- 5 存続期間
平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第28号（現行：共第28号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側30メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側30メートル以内の区域並びに基点第14号及びキの各点を結ぶ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第13号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点
北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒
基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点
北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒
基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点
北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒
基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界
北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒
ア 基点第13号から真方位345度、874メートルの点
北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒
イ 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点
北緯34度20分57.6秒 東経135度10分34.8秒
ウ 基点第14号から真方位0度、250メートルの点
北緯34度20分23.5秒 東経135度10分34.8秒
エ 基点第15号から真方位350度、250メートルの点
北緯34度20分13.1秒 東経135度10分04.0秒
オ 基点第15号から真方位350度、800メートルの点
北緯34度20分30.7秒 東経135度10分00.3秒
カ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点
北緯34度20分08.8秒 東経135度09分14.5秒
キ 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点
北緯34度20分37.5秒 東経135度11分03.4秒
ク 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点
北緯34度20分15.4秒 東経135度11分13.9秒
ケ 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

- 5 制限又は条件
漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
- 6 存続期間
平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第29号（現行：共第29号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒
ア 基点第14号から真方位73度20分、1,380メートルの点
北緯34度20分28.2秒 東経135度11分26.5秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第30号（現行：共第30号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒

ア 基点第14号から真方位40度、935メートルの点

北緯34度20分38.6秒 東経135度10分58.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第31号（現行：共第31号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

北緯34度20分15.4秒 東経135度10分34.8秒

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川尻左岸導流堤基部中心点

北緯34度20分05.1秒 東経135度10分05.7秒

ア 基点第14号から真方位343度40分、457メートルの点

北緯34度20分29.6秒 東経135度10分29.8秒

イ 基点第14号から真方位343度40分、569メートルの点

北緯34度20分33.1秒 東経135度10分28.5秒

ウ 基点第15号から真方位330度20分、338メートルの点

北緯34度20分14.6秒 東経135度09分59.1秒

エ 基点第15号から真方位330度20分、438メートルの点

北緯34度20分17.5秒 東経135度09分57.2秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第32号（現行：共第32号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内並びに埋立地陸域を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒

基点第19号 深日港突堤基部中心点

北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒

ア 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点

北緯34度20分23.2秒 東経135度09分05.5秒

イ 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点

北緯34度20分07.3秒 東経135度07分29.1秒

ウ アから泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）を見通す線とイから泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点

北緯34度19分59.3秒 東経135度08分21.0秒

3 免許変更予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 存続期間

平成30年9月1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第33号（現行：共第33号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	がんがら漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで
第1種共同漁業	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次の基点第16号、ア、ウ、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒

基点第19号 深日港突堤基部中心点

北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒

ア 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点

北緯34度20分03.0秒 東経135度09分18.1秒

イ 基点第19号から真方位23度、371メートルの点

北緯34度19分20.5秒 東経135度08分10.3秒

ウ 基点第19号から真方位47度30分、440メートルの点

北緯34度19分19.1秒 東経135度08分17.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第34号（現行：共第34号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒

基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

イ 北緯34度20分04.5秒 東経135度09分17.2秒

基点第16号から真方位332度30分、750メートルの点

ウ 北緯34度20分16.0秒 東経135度09分10.0秒

イから真方位257度30分、500メートルの点

エ 北緯34度20分12.5秒 東経135度08分50.9秒

アから真方位257度30分、500メートルの点

北緯34度20分00.9秒 東経135度08分58.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第35号（現行：共第35号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第17号	深日漁港北防波堤基部中心点 北緯34度19分31.3秒 東経135度08分47.3秒
基点第18号	深日漁港南防波堤基部中心点 北緯34度19分18.1秒 東経135度08分43.4秒
ア	オから真方位312度30分、88メートルの点 北緯34度19分34.2秒 東経135度08分46.6秒
イ	オから真方位312度30分、143メートルの点 北緯34度19分35.4秒 東経135度08分45.0秒
ウ	基点第18号から真方位317度20分、468メートルの点 北緯34度19分29.3秒 東経135度08分31.0秒
エ	基点第18号から真方位317度20分、518メートルの点 北緯34度19分30.5秒 東経135度08分29.7秒
オ	基点第17号から真方位57度20分、56メートルの点 北緯34度19分32.3秒 東経135度08分49.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第36号（現行：共第36号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点

北緯34度19分31.3秒 東経135度08分47.3秒

ア オから真方位312度30分、220メートルの点

北緯34度19分37.1秒 東経135度08分42.8秒

オ 基点17号から真方位57度20分、56メートルの点

北緯34度19分32.3秒 東経135度08分49.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第37号（現行：共第37号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

ア 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点

北緯34度20分07.3秒 東経135度07分29.1秒

イ 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点

北緯34度19分45.1秒 東経135度06分08.7秒

3 免許変更予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第38号（現行：共第38号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	ひじき漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	あかもく漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	がんがら漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

ア 基点第19号から真方位333度、1,500メートルの点

北緯34度19分52.8秒 東経135度07分38.0秒

イ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒

3 免許変更予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第39号（現行：共第39号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

北緯34度19分31.3秒 東経135度07分28.9秒

ア 基点第20号から真方位81度20分、535メートルの点

北緯34度19分34.0秒 東経135度07分49.6秒

イ 基点第20号から真方位9度02分、863メートルの点

北緯34度19分59.0秒 東経135度07分34.2秒

ウ 基点第20号から真方位307度37分、698メートルの点

北緯34度19分45.2秒 東経135度07分07.3秒

エ 基点第20号から真方位241度30分、180メートルの点

北緯34度19分28.6秒 東経135度07分22.7秒

3 免許変更予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第40号（現行：共第40号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第21号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

ア 基点第21号から真方位327度30分、300メートルの点

北緯34度19分30.8秒 東経135度07分07.1秒

イ 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第41号（現行：共第41号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

ア 基点第21号から真方位1度15分、331メートルの点

北緯34度19分33.4秒 東経135度07分13.7秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第42号（現行：共第42号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

ア 基点第21号から真方位348度20分、664メートルの点

北緯34度19分43.7秒 東経135度07分08.2秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第43号（現行：共第43号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

ア 基点第21号から真方位340度40分、928メートルの点

北緯34度19分51.0秒 東経135度07分01.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第44号（現行：共第44号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒
ア 基点第21号から真方位338度30分、1,133メートルの
点
北緯34度19分56.8秒 東経135度06分57.2秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第45号（現行：共第45号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

ア 基点第21号から真方位290度10分、612メートルの点

北緯34度19分29.5秒 東経135度06分51.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第46号（現行：共第46号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒

ア 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点

北緯34度19分45.1秒 東経135度06分08.7秒

イ 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上2,000メートルの点

北緯34度19分18.6秒 東経135度04分31.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第47号（現行：共第47号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ、ウ及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

北緯34度19分11.3秒 東経135度06分07.4秒

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒

ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒

イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

北緯34度19分18.7秒 東経135度05分59.9秒

ウ 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上500メートルの点

北緯34度18分51.0秒 東経135度05分19.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第48号（現行：共第48号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒
基点第25号から真方位34度40分、896メートルの点
北緯34度19分17.8秒 東経135度06分02.0秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第49号（現行：共第49号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒

基点第25号から真方位24度20分、565メートルの点

北緯34度19分10.5秒 東経135度05分51.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第50号（現行：共第50号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒
基点第25号から真方位353度30分、659メートルの点
北緯34度19分15.1秒 東経135度05分39.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第51号（現行：共第51号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端（旧北防波堤基部中心点）

北緯34度18分54.2秒 東経135度05分36.1秒

ア 基点第26号から真方位329度20分、135メートルの点

北緯34度18分57.9秒 東経135度05分33.4秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第52号（現行：共第52号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端（旧北防波堤基部中心点）

ア 北緯34度18分54.2秒 東経135度05分36.1秒
基点第26号から真方位289度30分、454メートルの点
北緯34度18分59.1秒 東経135度05分19.3秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第53号（現行：共第53号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

ア 北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒
基点第27号から真方位315度52分、2,086メートルの
点
北緯34度19分30.4秒 東経135度04分39.1秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第54号（現行：共第54号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒
基点第25号から真方位339度、1,015メートルの点
北緯34度19分24.6秒 東経135度05分27.8秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第55号（現行：共第55号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアを中心とし、100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域
基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒
基点第25号から真方位335度、855メートルの点
北緯34度19分19.0秒 東経135度05分27.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 存続期間

平成30年9月 1日から
令和10年8月31日まで

1 公示番号 共第56号（現行：共第56号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

北緯34度19分11.3秒 東経135度06分07.4秒

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒

ア 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

北緯34度19分22.7秒 東経135度06分13.4秒

イ 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

北緯34度19分18.7秒 東経135度05分59.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 制限又は条件

漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

第 1 種・第 2 種区画漁業権

1 公示番号 区第1号（現行：区第1号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	はまち養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	たい養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	しまあじ養殖業	1月1日から12月31日まで
第2種区画漁業	さけ・ます養殖業	12月1日から翌年3月31日まで
第2種区画漁業	ふぐ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のアから真方位252度40分の線、基点第27号から真方位312度10分の線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

北緯34度18分41.8秒 東経135度05分35.9秒

ア 小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ130メートルの点
北緯34度18分49.3秒 東経135度05分35.9秒

3 免許日

平成30年9月1日

5 地元地区

大阪府

6 存続期間

平成30年9月 1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

1 公示番号 区第2号（類似漁業権 現行：区第23号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

貝塚市二色南町地先

(3) 漁場の区域

次の基点28号、ア、イ、ウ及び基点29号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第28号 阪南6区内水域西防波堤基部東端
北緯34度26分59.8秒 東経135度19分41.8秒

基点第29号 阪南6区内水域東防波堤基部西端
北緯34度26分54.3秒 東経135度19分49.4秒

ア 基点第28号から真方位211度25分、194メートルの点
北緯34度26分54.4秒 東経135度19分37.9秒

イ 基点第28号から真方位173度25分、280メートルの点
北緯34度26分50.8秒 東経135度19分43.1秒

ウ 基点第29号から真方位219度75分、179メートルの点
北緯34度26分49.8秒 東経135度19分44.9秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

大阪市 此花区春日出北
堺市 東区白鷺町、西区鳳南町、南区茶山台、南区三原台、南区桃山台
和泉市 箕形町
泉大津市 条南町、助松町、菅原町、なぎさ町、東豊中町、寿町、戎町、池浦町、千原町
泉北郡忠岡町 忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東、北出
岸和田市 春木大小路町、春木若松町、春木泉町、春木本町、春木北浜町、春木南浜町、春木大国町、春木戎町、磯上町、上野町、下池田町、小松里町、中井町、土生町、野田町、大町、東大路町、西大路町、大工町、南町、紙屋町、中之浜町、西之宮町、大北町、中北町、尾生町、五軒屋町、門前町、南上町、岡山町
泉佐野市 鶴原、上瓦町、下瓦町、湊、中庄、新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、旭町、高松東、高松西、日根野、南中安松

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

- 6 存続期間
令和 5 年 9 月 1 日から
令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで
- 7 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

1 公示番号 区第3号（類似漁業権 現行：区第22号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

北緯34度25分22.7秒 東経135度18分37.1秒

ア 基点第1号から真方位237度00分、1,050メートルの点

北緯34度25分03.8秒 東経135度18分02.6秒

イ 基点第1号から真方位231度20分、1,035メートルの点

北緯34度25分01.6秒 東経135度18分05.5秒

ウ 基点第1号から真方位229度50分、1,230メートルの点

北緯34度24分56.9秒 東経135度18分00.1秒

エ 基点第1号から真方位234度25分、1,250メートルの点

北緯34度24分59.1秒 東経135度17分57.3秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉佐野市全域

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第4号（新規漁業権 現行：区第2号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業 第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 二枚貝類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

ア 北緯34度24分13.0秒 東経135度17分24.0秒

基点第2号から真方位320度、284メートルの点

イ 北緯34度24分20.1秒 東経135度17分16.8秒

基点第2号から真方位320度、854メートルの点

ウ 北緯34度24分34.2秒 東経135度17分02.5秒

イから真方位47度、440メートルの点

エ 北緯34度24分44.0秒 東経135度17分15.1秒

アから真方位47度、520メートルの点

北緯34度24分31.6秒 東経135度17分31.7秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第5号（類似漁業権 現行：区第3号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

ア 北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒

基点第3号から真方位320度、520メートルの点

イ 北緯34度23分56.1秒 東経135度16分37.4秒

基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

ウ 北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒

イから真方位51度、420メートルの点

エ 北緯34度24分17.1秒 東経135度16分37.6秒

アから真方位51度、420メートルの点

北緯34度24分04.7秒 東経135度16分50.1秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡田尻町

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第6号（類似漁業権 現行：区第4号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点イと点ウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

北緯34度23分43.2秒 東経135度16分50.5秒

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

北緯34度23分25.6秒 東経135度16分35.4秒

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

ア 基点第3号から真方位320度、570メートルの点

北緯34度23分57.3秒 東経135度16分36.1秒

イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

北緯34度24分08.5秒 東経135度16分24.8秒

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

北緯34度23分02.7秒 東経135度15分52.5秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第7号（類似漁業権 現行：区第5号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

北緯34度23分25.6秒 東経135度16分35.4秒

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

ア 基点第4号から真方位290度、540メートルの点

北緯34度23分31.5秒 東経135度16分15.8秒

イ 基点第4号から真方位290度、990メートルの点

北緯34度23分36.5秒 東経135度15分59.2秒

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

北緯34度23分02.7秒 東経135度15分52.5秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南市岡田

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第8号（類似漁業権 現行：区第6号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

ア 基点第5号から真方位320度、283メートルの点

北緯34度23分04.0秒 東経135度15分51.3秒

イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒

ウ 基点第6号から真方位330度、950メートルの点

北緯34度22分58.4秒 東経135度14分43.4秒

エ 基点第6号から真方位330度、550メートルの点

北緯34度22分47.1秒 東経135度14分51.2秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南市樽井

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第9号（類似漁業権 現行：区第7号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒

ア 基点第6号から真方位259度、210メートルの点

北緯34度22分30.4秒 東経135度14分53.9秒

イ 基点第7号から真方位37度45分、530メートルの点

北緯34度22分14.9秒 東経135度14分41.8秒

ウ アから真方位320度、250メートルの点

北緯34度22分36.6秒 東経135度14分47.6秒

エ アから真方位320度、600メートルの点

北緯34度22分45.3秒 東経135度14分38.8秒

オ イから真方位320度、600メートルの点

北緯34度22分29.8秒 東経135度14分26.7秒

カ イから真方位320度、250メートルの点

北緯34度22分21.1秒 東経135度14分35.5秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

1 公示番号 区第10号（類似漁業権 現行：区第8号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点
北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）
北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

ア 基点第7号から真方位222度、430メートルの点
北緯34度21分51.0秒 東経135度14分17.9秒

イ アから真方位320度、690メートルの点
北緯34度22分07.7秒 東経135度14分01.1秒

ウ アから真方位320度、990メートルの点
北緯34度22分15.1秒 東経135度13分53.6秒

エ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点
北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒

オ 基点第8号から真方位320度、700メートルの点
北緯34度21分53.1秒 東経135度13分45.9秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第11号（類似漁業権 現行：区第10号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

ア 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

基点第8号から真方位320度、150メートルの点

イ 北緯34度21分39.3秒 東経135度13分59.9秒

基点第8号から真方位320度、270メートルの点

ウ 北緯34度21分42.2秒 東経135度13分56.9秒

基点第8号から真方位243度05分、500メートルの点

エ 北緯34度21分28.3秒 東経135度13分46.1秒

基点第8号から真方位230度02分、446メートルの点

北緯34度21分26.4秒 東経135度13分50.2秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市新町及び鳥取

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第12号（新規漁業権 現行：区第9、11号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	あかもく養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点

基点第10号 北緯34度21分17.3秒 東経135度13分49.3秒

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒

ア 基点第9号から真方位310度、1,000メートルの点

北緯34度21分38.0秒 東経135度13分19.6秒

イ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点

北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市新町及び鳥取

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第13号（類似漁業権 現行：区第12号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

	北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒
ア	基点第10号から真方位320度、450メートルの点
	北緯34度21分08.8秒 東経135度13分20.6秒
イ	基点第10号から真方位320度、750メートルの点
	北緯34度21分16.3秒 東経135度13分13.0秒
ウ	イから真方位243度30分、100メートルの点
	北緯34度21分14.8秒 東経135度13分09.5秒
エ	イから真方位243度30分、770メートルの点
	北緯34度21分05.1秒 東経135度12分46.1秒
オ	アから真方位243度30分、770メートルの点
	北緯34度20分57.7秒 東経135度12分53.6秒
カ	アから真方位243度30分、100メートルの点
	北緯34度21分07.4秒 東経135度13分17.1秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第14号（類似漁業権 現行：区第13号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒

ア 基点第12号から真方位245度、780メートルの点（田山川河口右岸）

北緯34度20分21.2秒 東経135度11分57.0秒

イ アから真方位345度、580メートルの点

北緯34度20分39.4秒 東経135度11分51.1秒

ウ アから真方位345度、930メートルの点

北緯34度20分50.4秒 東経135度11分47.6秒

エ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒

オ 基点第13号から真方位345度、524メートルの点

北緯34度20分31.3秒 東経135度11分31.5秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

1 公示番号 区第15号（類似漁業権 現行：区第14号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒

ア 基点第12号から真方位310度、190メートルの点

北緯34度20分35.9秒 東経135度12分19.0秒

イ 基点第12号から真方位310度、320メートルの点

北緯34度20分38.6秒 東経135度12分15.1秒

ウ オから真方位330度、275メートルの点

北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒

エ オから真方位330度、150メートルの点

北緯34度20分32.8秒 東経135度12分12.5秒

オ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第16号（類似漁業権 現行：区第15号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

ア 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒

基点第13号から真方位345度、174メートルの点

イ 北緯34度20分20.4秒 東経135度11分35.0秒

基点第13号から真方位345度、874メートルの点

ウ 北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒

イから真方位288度、370メートルの点

エ 北緯34度20分46.0秒 東経135度11分14.2秒

基点第13号から真方位274度20分、587メートルの点

北緯34度20分16.3秒 東経135度11分13.9秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第17号（類似漁業権 現行：区第16号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒

ア 基点第16号から真方位102度30分、320メートルの点

北緯34度19分52.1秒 東経135度09分35.8秒

イ 基点第16号から真方位358度30分、570メートルの点

北緯34度20分12.9秒 東経135度09分23.0秒

ウ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

北緯34度20分08.8秒 東経135度09分14.5秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町淡輪

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第18号（類似漁業権 現行：区第17号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯34度19分54.4秒 東経135度09分23.6秒

ア 基点第16号から真方位332度30分、100メートルの点

北緯34度19分57.3秒 東経135度09分21.7秒

イ 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

北緯34度20分04.5秒 東経135度09分17.2秒

ウ イから真方位257度30分、250メートルの点

北緯34度20分02.7秒 東経135度09分07.7秒

エ アから真方位257度30分、250メートルの点

北緯34度19分55.5秒 東経135度09分12.2秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第19号（類似漁業権 現行：区第18号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点

ア 北緯34度19分18.1秒 東経135度08分43.4秒

基点第18号から真方位341度、170メートルの点

イ 北緯34度19分23.3秒 東経135度08分41.4秒

基点第18号から真方位341度、270メートルの点

ウ 北緯34度19分26.4秒 東経135度08分40.0秒

イから真方位70度、20メートルの点

エ 北緯34度19分26.6秒 東経135度08分40.7秒

アから真方位70度、20メートルの点

北緯34度19分23.6秒 東経135度08分42.1秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第20号（類似漁業権 現行：区第19号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第19号 深日港突堤基部中心点

北緯34度19分09.5秒 東経135度08分04.6秒

ア 基点第19号から真方位48度、410メートルの点

北緯34度19分18.0秒 東経135度08分16.9秒

イ アから真方位56度40分、110メートルの点

北緯34度19分20.0秒 東経135度08分20.5秒

ウ エから真方位56度40分、130メートルの点

北緯34度19分18.6秒 東経135度08分21.6秒

エ 基点第19号から真方位54度50分、380メートルの点

北緯34度19分16.0秒 東経135度08分16.8秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町深日

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第21号（新規漁業権）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港水門の内側を除く。

基点第21号 深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯34度19分22.6秒 東経135度07分13.4秒

ア 基点第21号から真方位17度48分、98メートルの点

北緯34度19分25.6秒 東経135度07分14.6秒

イ 基点第21号から真方位338度48分、173メートルの点

北緯34度19分27.8秒 東経135度07分11.0秒

ウ 基点第21号から真方位337度13分、207メートルの点

北緯34度19分28.8秒 東経135度07分10.3秒

エ 基点第21号から真方位310度20分、220メートルの点

北緯34度19分27.2秒 東経135度07分06.9秒

オ 基点第21号から真方位237度58分、78メートルの点

北緯34度19分21.3秒 東経135度07分10.8秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 制限又は条件

(1) 養殖施設の設置にあたっては、船舶等の航行に十分配慮すること。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第22号（類似漁業権 現行：区第20号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第22号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

北緯34度19分22.2秒 東経135度06分58.1秒

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯34度19分13.1秒 東経135度06分15.5秒

ア 基点第22号から真方位0度、200メートルの点

北緯34度19分28.7秒 東経135度06分58.1秒

イ 基点第23号から真方位350度、200メートルの点

北緯34度19分19.5秒 東経135度06分14.1秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第23号（新規漁業権 現行：区第21号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業 第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

ア 北緯34度18分53.8秒 東経135度05分42.0秒

基点第25号から真方位97度、310メートルの点

イ 北緯34度18分52.6秒 東経135度05分54.1秒

アから真方位0度、50メートルの点

ウ 北緯34度18分54.2秒 東経135度05分54.1秒

アから真方位0度、150メートルの点

エ 北緯34度18分57.5秒 東経135度05分54.1秒

基点第25号から真方位0度、140メートルの点

オ 北緯34度18分58.4秒 東経135度05分42.0秒

基点第25号から真方位0度、40メートルの点

北緯34度18分55.1秒 東経135度05分42.0秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

1 公示番号 区第24号（新規漁業権）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第30号 小島漁港南防波堤基部中心点

北緯34度18分46.2秒 東経135度05分39.4秒

ア 基点第30号から真方位338度31分、129メートルの点

北緯34度18分50.1秒 東経135度05分37.6秒

イ 基点第30号から真方位339度30分、169メートルの点

北緯34度18分51.3秒 東経135度05分37.1秒

ウ 基点第30号から真方位305度13分、213メートルの点

北緯34度18分50.2秒 東経135度05分32.6秒

エ 基点第30号から真方位297度34分、183メートルの点

北緯34度18分48.9秒 東経135度05分33.1秒

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

5 制限又は条件

(1) 養殖施設の設置にあたっては、船舶等の航行に十分配慮すること。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

6 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権